

令和
6年度

袋井市 創業支援事業費補助金

区分	内容	
補助対象者	以下のすべてを満たしている事業者 ・新たに事業を開始又は既に営んでいる事業を拡大する者 ・市内に事業所等（事務所・店舗等）を設置しようとする者 ※キッチンカー等の移動販売で新たに創業する者は、市内に住所を置く者とする。 ・令和6年度中に創業する者又は令和6年4月1日現在で創業の日以後（開業届等を提出して）3年を経過していない者 ・袋井市創業支援事業計画に基づき創業支援事業者が実施する特定創業支援事業による支援を受けた者又は本年度及びその翌年度中にその支援を受ける予定の者 ・市税等の滞納のないもの 等	
補助対象事業	次のいずれかに該当すること ・事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により新たに事業を開始するもの又は法人を設立して新たに事業を開始するもの ・既に事業を営んでいる個人又は法人が、新たに事業を開始し、又は当該事業を拡大するもの	
対象経費	費目	対象経費
	改装費	店舗やキッチンカー、移動スーパーなどの内外を改装する経費
	家賃	店舗の賃借料（敷金、礼金等は除く。）
	創業事務費	補助対象事業を実施するために必要な行政手続費用（国へ納付する経費及び事務に係る消耗品を除く。）
	人材養成費	補助対象事業を実施するために必要な能力を持つ人材を養成するための費用
	設備費等	補助対象事業を実施するために特に必要となる設備費及び備品購入費 ※パソコン・タブレット・スマートフォンなど汎用性のあるものを除く
広報費	補助対象事業に係るサービス、商品等を市場に売り出すための販売促進費（旅費を除く。）及び広報関連費	
支援の流れ	1. 書類審査 2. 面談審査（6月～7月に実施予定。応募の状況によって実施しない場合もあります） 3. 交付決定	
補助率 補助上限	補助率：1／3 補助上限30万円	
募集期間	令和6年5月31日（金）まで	
その他	● 支援の可否は審査にて決定します。 ● 補助金の交付に加え、 袋井市創業支援事業 よる個別相談を一定回数無料で受けることができます。	

問合せ先 袋井市産業部産業未来課産業政策係
〒437-8666
袋井市新屋一丁目1番地の1
0538-44-3136
sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

詳しくは、
市ホームページを
ご覧ください。

